

千葉県自然保育認証制度検討会議 設置要綱

(設置)

第1条 県の豊かな自然を活用した幼児教育や保育を積極的に取り入れている幼稚園や保育所等を県が認証し、支援していく制度の創設に当たり、様々な見地からの意見を聴取するため、千葉県自然保育認証制度検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項について協議する。

- (1) 千葉県自然保育認証制度の方向性に関する事項
- (2) 千葉県自然保育認証制度に関する情報の共有及び調整に関する事項
- (3) その他千葉県自然保育認証制度について必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員12名以内で組織する。

2 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者のうち適切な人材を充てることとする。

- (1) 有識者
- (2) 保育所関係者
- (3) 幼稚園・こども園関係者
- (4) 自然保育実施団体関係者
- (5) 野外活動安全管理専門家
- (6) 市町村職員

3 検討会議に、座長、副座長を置く。

4 座長は、委員の互選により選任する。

5 副座長は、座長の指名により選任する。

6 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

7 副座長は座長を補佐し、座長に事故ある時はその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ県が招集し、議長は座長が務めるものとする。

2 県が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

第8条 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から実施する。